

消地協第 208 号
令和 4 年 9 月 1 日

各都道府県知事 殿

消費者庁長官
(公印省略)

地方消費者行政強化交付金交付要綱（令和 3 年度補正予算）の総額等の
取扱いの変更について（通知）

令和 4 年 3 月 22 日付け消地協第 44 号において通知した「地方消費者行政強化交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の取扱いについては、令和 4 年 3 月 22 日付け消地協第 46 号において通知したところですが、以下のとおり変更することとします。

交付要綱第 5 中の別に定める強化事業の留保額は、6.0 億円とする。